

■ 人権擁護委員無料相談のご案内

地区	今月の相談日	相談時間	開催場所
伊野	8月15日(水)	10時～15時	伊野公民館

■ 人権擁護委員の連絡先

氏名	住所	電話番号
杉本 寛子	いの町6466-5	892-2513
尾崎 千秋	〃 神谷871	892-1660
西川田鶴子	〃 天王南3丁目9-1	891-5443
楠瀬 博邦	〃 枝川2819	893-1769
高瀬 科子	〃 波川610-3	892-3635
曾我 定子	〃 下八川丙644-1	867-3224
岡林 瑞子	〃 大森91-14	869-2500

■ 法務局相談窓口・問い合わせ

(祝休日を除く月曜日から金曜日まで 受付8:30～17:00)

高知地方法務局いの支局(いの町1290-4)	893-0343
------------------------	----------

コムスの介護サービスを利用されている方へ

- ・平成20年3月までの間は引き続き、コムスからのサービスが受けられますのでご安心ください。
- ・平成20年4月以降どうなるかは、福祉課介護保険係、地域包括支援センター又は、担当のケアマネジャーにお尋ねください。

福祉課(すこやかセンター伊野内) 介護保険係 ☎ 893-3810
 地域包括支援センター ☎ 892-1635

機織りグループ「うりこ姫会」

機織りをしてみませんか

いの町では、在宅の高齢者を対象に機織り教室を開催しています。

機織りは、簡単にできるだけでなく、身体的なりハビリにも大きな効果を期待することができます。

機織り体験で生きがいづくり、健康づくりを!

○日 程

1回目	8月17日(金)	レクチャー・織りの準備(試し織り)
2回目	9月21日(金)	織り(マフラーを織りましょう。)
3回目	10月19日(金)	草木染めの準備
4回目	11月16日(金)	草木染めの仕上げ(ポーチを染めましょう。)

10:00～12:00 (月1回、4回コース)
 (日程は変更することがあります。)

○場 所 いの町鹿敷 土佐和紙工芸村 はた舎内 (スタジオMASU)

○対 象 者 いの町内にお住まいのおおむね60歳以上の方

○定 員 10名程度 (定員に達し次第、受付は終了させていただきます。)

○講 師 山本 眞壽 氏

○費 用 実費 (材料費) 約3,000円

○申込・問い合わせ

福祉課(すこやかセンター伊野内) ☎ 893-3810

吾北総合支所ほけん福祉課 ☎ 867-2312

本川総合支所ほけん福祉課 ☎ 869-2114

○申込期日 8月13日(月)まで



雇用保険法が変わります! ~雇用保険被保険者の皆さんへ~

1. 雇用保険の受給資格条件が変わります

基本手当を受給するには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則として12月(各月11日以上)の被保険者期間が必要です。

- 旧: ・短時間労働被保険者以外の一般被保険者 → 6月(各月14日以上)
- ・短時間労働被保険者 (週所定労働時間20以上30時間未満) → 12月(各月11日以上)

*原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

2. 育児休業給付の給付率が50%に上がります

給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。

休業期間中 30%+職場復帰後6か月 20%
 (旧: 休業期間中 30%+職場復帰後6か月 10%)
 *平成19年4月1日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された

方までが対象となります。

3. 教育訓練給付の要件・内容が変わります

被保険者期間3年以上 20% (上限10万円)
 (初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能)
 *平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

4. 短期雇用特例一時金の給付水準が変わります

特例一時金の給付水準が基本手当日額の40日相当分となります。
 (旧: 基本手当日額の50日相当分)
 *平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

☆詳しくは、高知県労働局職業安定部 (☎ 885-6051) 又はハローワークいの (☎ 893-1225) にお尋ねください。

☆雇用保険法の改定の概要は下記をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/index.html>